

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年11月15日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和5年11月15日（水） 午後1時45分
防府市役所議会棟3階全員協議会室
- 3 閉会日時 令和5年11月15日（水） 午後3時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （4番）関谷 芳広
（5番）原田 政祥 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信 （9番）松田 祥治
（10番）貞平 克己 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵 （13番）熊安 悦子
（14番）末廣 儀久 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（2名）

（6番）倉重 俊則 （15番）弘中ヨネ子

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	山口 佐貴子
〃 農地振興係長	重村 郁子
〃 書記	福田 謙一郎
〃 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第82号 農地転用事業計画変更申請承認について
議案第83号 農地法第18条（許可）
議案第84号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
議案第85号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）
議案第86号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用

地利用集積等促進計画の公告)

報告第79号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第80号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第81号 農地法第18条(通知)

報告第82号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第83号 農地法施行規則該当転用届について

報告第84号 現況証明書の発行について

報告第85号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

9番 松田 祥治委員

10番 貞平 克己委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから始めさせていただきたいと思
います。

開会に先立ちまして、皆様方に、本日の総会の突然の日程変更をおわびいたします。私の日程調
整の不足により、皆様方に大変御迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。また、皆様
方には心よく変更の対応をくださり大変ありがとうございました。本当にありがとうございました。

それでは、ただいまから令和5年11月の月例総会を開催いたします。

本日は、6番、倉重委員、それから15番、弘中委員が御欠席でございます。

過半数の委員が御出席でございますので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が
成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただいた後、議長として議事の進行をよろしく願います。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今、
局長からもありましたけれども、突然の変更にもかかわらず、こうして御参加いただきましたこと、
心より御礼申し上げます。

現在、地域計画の策定に向けて皆さん方にはアンケート調査を実施していただいております。1
2月を一定のめどとして、できる限りの調査をお願いしたいというところがございますので、御協
力よろしく願います。

先般、新聞にも出ておりましたけれども、現在、食料・農業・農村基本法の改定に向けて国会で
いろいろ審議されておるところですけれども、現状を言いますと、食料自給率45%は目標にする

んだということですが、現在、耕作可能面積が全国で435万haぐらいですか、そのぐらいの面積の農地があるわけですが、食料自給率を45%確保するためには415万haぐらい要するというので、現在、耕作されている面積を全部これ守らないと、とてもその目標には、数字上ですけれども、達成できないというような状況になっております。防府市としまして、耕作可能な面積をできる限り農地を維持していきたいという思いでおりますので、10年後を見据えたこの地域計画のアンケート、しっかりとした形になるように策定していきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案、議事進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、9番の松田委員さん、10番の貞平委員さんをお願いします。よろしく願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

それでは、議案第80号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、初めに議案の修正をお伝えいたします。お手元の修正連絡表のほうを御覧ください。

先月保留となりました受付番号4の案件が取下げになっております。

それでは、議案内容について御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第80号農地法第3条の規定による許可申請について、3件の提出がありました。

権利につきましては、所有権の移転が2件、地役権の設定が1件です。譲渡理由につきましては、耕作困難が1件、高齢のためが1件、相手方の要望によるものが1件で、譲受理由は、相手方の要望によるものが2件、地役権の設定が1件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第80号の1番は、所有権移転の申請です。

現地確認は、11月9日に木原小委員長と事務局とともに実施しましたので、報告します。

資料につきましては、1ページから4ページに記載されております。

申請地は、——から西側に700mぐらいの位置にある農振地域の農地です。1ページの図面からいうとちょっと分かりにくいんですが、この西側のほうには県道の高架橋のほうにつながっております。そういった位置です。

申請地は、管理が不十分で雑草が茂っておりまして、耕作放棄地の緑に近い状態になっております。それから、申請地を囲むように田がありまして、西側のほうでは稲作が行われておりまして、その他の田につきましては耕うんや草刈りによる保全管理が行われているというふうな状況です。

次に、聞き取り調査について報告します。

まず、譲渡人ですが、現在、————おられまして、不動産業者へこの農地を含めた宅地も売却の依頼をされておるとい状況です。

それから、譲受人のほうですが、これはネットで農地の情報を知り、不動産業者へ申込みしたとこのことで、ミツバチの飼育は自宅で経験済みで、農業参入につきましては初めてということでございます。将来的な話になるんですが、山間部の耕作放棄地を求めて暮らしていきたいというふうな話がありました。

それから、西側のほうで稲作をされている中核農家の話ですが、農薬散布によるミツバチに対する破壊、それからミツバチを襲うスズメバチがおるんですが、これによる人身被害を危惧されまして、このミツバチ飼育に反対されております。

それから、————でちょっと話を聞きまして、ミツバチ飼育がされている圃場があつて、その辺で作業するということがあるんですが、周辺の圃場については大体問題ないだろうと。ただ、防除に関しては幾らか影響があるのが出てくるかもしれないというふうなことです。それから、当圃場での作業を請け負ったときには困難になるだろうと、こういう話をされておりました。

聞き取り調査につきましては、以上です。

それから、次に、営農計画書が4ページにあるんですが、このことにつきまして、譲受人それから代理人がおられるのですが、これらの話を聞いたことを報告します。

まず、一番上の農地等に係る権利等のことですが、ここで、仕事は、現在、————をされておるといことで、週一日程度休日に養蜂したいといことです。

その次に、下の作目及び利用計画のところですが、蜂の箱については10箱程度置いて、分蜂の蜂を呼び込むことによって飼育を始めたい。その蜜源として、レンゲやクローバーを含めるイヌゴシュユ等の果木を植え、年間を通じて蜜を集めると。また、セイタカアワダチソウもできるといことです。

次に、農機具の保有状況のところですが、草刈り機は自宅にあるといことです。それから、申請地は30aぐらいあるんですが、草刈り機1台で労力的にも十分対応できるといことです。

それから、耕運機というのがそこ出てきますが、耕運機については予定にないと。むしろ機械による振動がミツバチに悪影響を及ぼすといことでありました。

次に、農地法の第3条2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、1号の全部効率利用要件についてですが、草刈り機1台のみの点と、それから木や雑草も蜜源と言われる点について、水田地区での養蜂に疑問があります。それから、2号、3号は該当していません。4号の農作業常時従事要件についてですが、————勤務の休日対応であるが、ミツバチの飼育や圃場の管理ができるといことであります。5号は該当していません。6号の地域との

調和要件についてですが、申請地は田に囲まれ、稲作農家の意見もあり、隣接者との調和に疑問があります。

以上、審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○16番 16番の原田です。今回、譲受人が譲り受ける農地の周りが全て水田ということで、現在も稲作されているわけですね。そうすると、当然、夏、防除が入ると思うんですが、特に養蜂家はこの辺すごく、今回の私の地域でもあったんですが、朝かなり早い時間に防除をやったにもかかわらずミツバチが全滅した地域があったんです。かなり苦情を言われましたけども、そういう心配はないのかなとちょっと危惧します。

○藤井会長 地元委員さん、何かありますか。

○5番 おっしゃるとおりで、西側で、番地でいうと——、それから——、——、この辺は稲を植えておられまして、この中でやはり蜂を殺してしまうと、そういった話をされて反対をされております。

それから、本人もやっぱり農薬に対する被害ですか、そういったのは話の中で出ておりまして、どこまで知識があるのか、ちょっとよく疑問なところはあるんですが、やはり心配はしているというふうなところでは。

○藤井会長 どうですか。

16番 譲受人が、そういった周りの田で当然防除とかが行われるということ承知して、それでも養蜂をちゃんとやるということならば問題はないと思うんですけども、恐らく、これ防除やったらミツバチ全滅します。時間帯にもよりますが、養蜂家の方に聞いたら、結構、朝早い時間にもうミツバチ巣から出てしまうんです。今回のケースは、朝6時頃だったらまだ大丈夫だからというので防除をやったんです。ところが、やっぱりミツバチが既に巣から飛び出ていまして、かなり離れたところでもミツバチが全滅です。ですから、その辺ちょっと譲受人がどの程度まで理解しているかが心配です。私は、恐らくこれだけ田んぼに囲まれていたら養蜂は無理だというふうに思いますから、譲受人にもっと別のものを何かやるような形にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 11番、池田ですけども、農作業に従事する要件の各種要件の分、ほかの——をされて週2回ということで、これは大体農作業に従事する日数が年間150日以上ちゅう規定があったと思いますが、これちょっと満たしていないと思うんですけど、その辺の解釈というのはどういうふうになっている、分かりますか。

○藤井会長 事務局、その辺どうですか。

○事務局 基本的には、その育てる作物の種類によって150日に満たなくても十分営農ができるというようなケースにおいては、許可十分それで要件を満たしていると判断できるケースもございます。

○藤井会長 どうですか。

○11番 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

○7番 7番、木原です。原田さんと一緒に現地確認に行ったんですけど、今現在は僅かな人が作っている状況なんですけど、ここはちょっとまとまっています、ある程度、再生可能な水田がかなりありまして、いずれ受け手をつくると全て水田として生まれ変わる農地なので、ちょっとこれから先のことを考えると、特に養蜂には向いていないかと思います。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。蜂なんですけど、私も同じように思うんですけど、今までの例として10時まででは大丈夫というので、ドローン等で防除したことはありますけど、やっぱり影響があります。残念ながら今の農薬、明らかに蜂には影響があるので、全滅せんまでも数が減るとか、大体苦情になります。

ただ、今回の場合、今までは先に養蜂をやりよっちゃったちゅうのがあるんで苦情ちゅうのがあるんですけど、今回の場合、後から来て始められるということになると、その辺をよく理解をして始めてもらわんと。箱、扉がついちゆるので、農家が防除するときは前日の夕方から閉めて出さないと、そういう方法を取られんとちょっと危ないと思います。

それができれば、養蜂できんことはないと思いますが、常時近隣とだから話をしちよつちやないと、まとまって防除する場合はすぐ分かりますけど、個人でされる場合はいつやるか分からんので、その辺が理解してもらえんじやったらいいと思われませんが、
とかいうのがあれば、ちょっと養蜂は無理なんかなというふうに思います。その辺をよくやってもらうのと。

それと、過去に、これ蜂を飼われたことがあるんですか。新しく蜂飼う場合は、これ届出が必要だと思いますんで、その辺は事務局のほうで言ってもらったと思いますけど。何か伝染病とかがあるので、届けんとか言うたら指摘を受けますので、その辺でよろしくお願いします。

だから、私はしっかり理解がでんじやったら無理ですよというのは、はっきり言うちゃあげるべきだと思います。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 今、いろいろ御意見いただきました。地図で見ていただいてもお分かりのように、ここまとまった一団の農地で1種農地です。現在のところは休耕してある田も大分あるんですけども、何筆かは耕作されておるといことで、現在、——のほうにもへりを飛んでほしいという依頼もきておる地域でございまして、来年度のあたりから飛んでみようかなという検討をしておる最中で、ますます今皆さん方が御指摘された懸念は高まっていくというふうに思います。

事実、早めに閉めても飛んだ蜂はやられるし、飛ぶことを周知しておいて出ないように閉めておっても、石川委員さんが言われたように、この暑さですので10時近くまで閉じ込めておるとみんな死んでしまって苦情につながったということも、——は大分受けておりますので、かなり支障が来ると思います。

木原委員さんも、ここをいずれまとまった形で圃場整備なりしたいという思いが地元にもあるようですけれども、これはぜひそういうふうにお願ひしたいんですけども、現在から具体的にそこは進んでおる話ではないので、それをもって駄目だということはちょっと難しいのかなという思いがありますので。

今、皆さんの意見を集めますと、少なくとも周辺の農地、所有の皆さん方にしっかり説明をされて同意を取られることと、もう一つは、御本人にもこういうことがあって難しいんじゃないかということ再度確認していただいて、最終的な判断を下したいと思いますので、今回、取りあえずこれは保留ということにしたいと思っておりますけれども、皆さんの意見はどうでしょうか。そうじゃないんだという御意見があればお伺いしますけれども。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 そういうことで、この1番、そういった説明を尽くしてもらおうということで保留とさせていただきます。

御意見がないようですので、採決に入ります。保留ということで承認される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、保留とさせていただきます。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案第80号の2は、所有権移転の申請です。現地確認を11月8日に事務局2名、原田委員と4名で行いました。譲受人及び譲渡人への聞き取りを11月10日に行いましたので報告します。

現地は、——から西へ四、五百mといったところにあります。話を聞いたところ、譲渡人——で申請地を管理されとつ

たんですが、ちょうど5ページを見ていただくと分かるように、申請地の書いてある下のほうへ田が四、五枚ありますが、それも譲渡人の所有の田んぼで、今は耕作放棄地で草刈りだけを行っというところということでございます。——大変じゃろうというんで草刈りを周りの人にやっというところなんですが、もうどうにもならんということで、今回申請をされたんですが。

次、7ページを見てもらうと分かるんですが、緑色で囲んであるのが今回の申請地です。その南側に、——、——というのがあります。今回の譲受人のこれ家、屋敷です。だから、もう家のすぐ真裏、今回の申請地は真裏でございます。

次、営農計画書を見ていただくと分かるんですが、ほとんど農業やって云々というんでなしに、自分のところで使う花を大体作ってみようと、それと野菜を少し、自分のところで食べる野菜を作るというのが、今回の営農計画書に書いてあるところでございます。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限について説明します。

まず、第1号の全部効率要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、営農計画書にはちょっと漏れとるんですが、小型耕運機を持っておられます。耕運機がないともう耕しができませんので、耕運機は持っておられます。保有の状況から農地を効率的に利用できるの見込まれます。第2号、第3号の規定には該当しません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は——、今度はできるよというふうなことをおっしゃってられました。——人でも十分、これぐらいの田ならやれるということでございました。

次に、第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には概要しません。第6号の地域調和要件ですが、引き続き農地として耕作をするということで、総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条2項の各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。

御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第80の3は、第3条の規定による地役権設定の許可申請です。

現地確認を11月8日、事務局2名と弘中委員、それから譲受人の代理人への聞き取りを11月9日に行いましたので、これらについて報告をいたします。

現地は、添付資料の9ページ、それから10ページを御覧ください。—————の南西方向
およそ1kmの——という集落の—————のすぐ近くに位置しております。

本議案は、譲受人の自宅、11ページを御覧になると分かりますが、—————、ここが譲受
人の自宅になるんですが、から、ちょっと専門的な言葉ですが、囲繞地となっている農地に、こ
れが—————の農地になります。汚水、雨水の排水管を埋設するために譲渡人との間で地役
権を設定するものです。—————

ここに地役権、あまり聞き慣れない言葉なんですけど、地役権とはどういうことかということをも
簡単に説明しておきます。自分の土地の利益のために他人の土地を使用する権利のことということに
なっております。

ここでは、—————が譲受人の自宅になりますので、その隣は他人の土地。自分の土地の利益の
ために他人の土地の下に排水管を通してということになるわけです。この地役権設定の一番典
型的な例は、他人の土地を通ったほうが、例えば駅に出やすいという場合などに、通行のために他
人の土地を利用する場合に地役権を設定するケースがほとんどだということだそうです。

あと、地役権については、当然ですが登記が必要と。登記をしないと、例えば土地所有者が売買
などで変わった場合に、それまでの合意内容を新しい所有者に対抗できないケースがあるというこ
とで、今回の件は、譲受人が改めて今回地役権を設定したのは、より権利を強いものにしたという
ことです。先ほど言いましたように、土地の所有者が変わったときに権利が主張できるというような
ことで申請したということでした。

なお、地役権の設定については、農地法第3条第2項における許可要件を適用せずに許可を受け
られることとなっておりますが、地上については権利設定後も引き続き農地として使用することを
確認しており、権利を設定したとしても周辺農地に関わる営農に支障を生ずるおそれはないものと
判断しました。

説明は以上です。皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

私のほうからちょっと事務局に聞きたいんですけども、地役権の今説明の中で、他人の土地を
通って出ていく、駅なんかに行く場合にも適用されるんだというような説明がありましたけれども、
そうなんですか。今回の場合は、田んぼの下ですから上で農地として使えるんですけども、そこ
を通ってどこかに行くということは、これは田んぼじゃないような用途になると思うんですけど
も、その辺は地役権の設定が可能なんですかね。

○事務局 そうです。通路として使用する場合でも地役権の設定というのはございます。

○藤井会長 それは、農地としての利用はそのまま残るといえることですか。

○事務局 ちょっと、これが、この後また事業計画変更のところでも出てくるんですけども、そこを例えば道路として、もう農地以外の用途で使用する場合には第5条になります。今回に関しては、あくまで農地の下のところに管を通すとかというもので、表面については農地として引き続き使用可能な場合ということで、これに関しては第3条ということになります。

○藤井会長 だから、地役権の設定に第3条で通すものと第5条で通すものがあるということ。

○事務局 そうです。

○藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

4番、これは取下げになったということですけども、これは、先月の月例総会で保留にされたものなんですけれども、事務局、今回取下げられた理由、保留分取り下げた理由を話せる範囲でちょっと説明いただければと思いますけれども。

○事務局 一応、今回は既存の農地も耕作をしていない状態ということで、そこの耕作をどうされるかというのが争点だったんですけども、それに加えて取得される予定の農地についても、今後——が帰ってきたときに耕作をされたいというようなことをちょっと言われていたようで。なので、ちょっとすぐにどうこうというよりは、今後行く行くはやりたいというようなところの思いが強かったのかなということで、それで結局すぐやらないので、それだったら取り下げますということで、代理人のほうから話がありまして、取下げということに至りました。

○藤井会長 今説明がありましたように、この件は、先般の月例総会で、この対象農地が地域の圃場整備の対象農地であるということと、それが一点、それをしっかり圃場整備の準備会のほうでこの先どうするか検討して、現在の地主にはっきり、しっかり交渉してほしいということが一点と、今回譲り受ける方が現在お持ちの農地も耕作されていない上に、今度新たに農地を取得されるという申請でしたので、その両方をしっかり耕作される予定があるのかどうかを確認してほしいということで、前回保留にした案件でございまして。圃場整備のほうは準備会のほうでいろいろ説得をされたようですけども、それはもう協力をしないという結論に至ったようでして、あくまでも譲受人の意思だけが問題となっておったんですけども、今回譲受人のほうからしっかり既存の農地を営農した後に改めて申請をしたいという申出があったようですので、今回取下げということになったということで理解していただきたいというふうに思います。

4番は議案ではないんですけども、以上の説明で終わらせていただきます。

続きまして、議案第81号、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案説明の前に、修正の箇所をお伝えいたします。お手元にお配りしております議案の修正一覧を御覧ください。

初めに、議案書の修正です。議案書2ページ、81号の3は保留となりました。それから、議案書5ページ、受付番号を3から2に修正。

続きまして、資料の修正です。資料集の31ページ、こちらを差し替え、それから53ページ、これも差し替えとなっております。

それから、議案第81号の受付番号4に関しましては、追加の資料を2点、本日配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

修正は以上です。

それでは、議案の内容を御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は17ページからとなります。

議案第81号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は5件です。

この5件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が4件、資材置場が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は17ページからになります。

農地区分は、集団農地面積3haの農地で、大道出張所から450mに位置する施行規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号2も太陽光発電設備です。資料は27ページになります。

農地区分は、集団農地面積6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で2種農地です。

受付番号3は保留となりました。

受付番号4は、太陽光発電設備です。資料は43ページになります。

農地区分は、集団農地面積3.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。

受付番号5も太陽光発電設備です。資料は51ページになります。

農地区分は、集団農地面積1haの農地で、いずれの法令も該当しない農地で第2種農地と判断します。こちらは、河川法第55条1項、こちらが届出済みとなっております。

受付番号6は、資材置場です。資料は59ページです。

農地区分は、集団農地面積1.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。本議案は、議案第82号の事業計画変更の受付番号1と同一事案となっております。

引き続き、議案第82号について御説明させていただきます。

議案第82号は、農地法第5条の事業計画変更の許可申請が2件提出されております。

受付番号1は、先ほどの議案第81号の6と同一の案件で、変更内容は事業用地の追加となっております。

受付番号2は、自己用住宅兼事務所の敷地拡張で、変更内容は地役権の追加です。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案81号の1は、太陽光発電設置に係る申請です。議案書の17ページからです。

場所は、—————から一へ400m行ったところで、市役所の大道出張所から直線で450m一側のほうです。

今回の申請が出る前に、10月7日、1月以上前に近隣の地権者、自治会長を集めて説明会が行われました。10名ほど参加がありまして、私も参加しました。太陽光の会社というのが、—————と—————の2社が主催しまして、説明会ではいろんな要望とか質問・意見等が出されました。草刈りとか水路の掃除とか、あるいは災害時の対応とかいうのが出ましたが、いろんな説明会の議事録をここへ持ってきとるんですが、今これを全部読むわけにはいかないので、置いときます。

譲渡人、譲受人の聞き取りを11月10日に行いました。近隣の住民や近隣所有者については、24ページから25ページに、このとおりに説明済みでございます。ちょっと水利権者への対応がまだなされていなかったので、早速申し出ておきました。11月10日に水利権者との対応も済んだということで、皆さん方の審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見がある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番の横木です。議案第81号の2番は、譲渡人の農地を—————が譲り受けて、太陽光発電設備を設置するという案件です。

現地確認を11月8日に事務局の方2名と池田委員で行いました。ヒアリングは11月10日に行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、資料の28ページですか、分かりづらいと思うんですけど、—————のバス停があります。その付近になります。県道と佐波川の間に位置しております。譲渡人は—————にお住まいで農地の管理はできないということで、今回、—————に売却されることにされました。

また、この方には山手のほうにもまだほかに農地がたくさんあるんですけど、その話をすると、それも処分したいんだけどというような意向はお持ちのようでした。それから、————担当者と代理人の方にお話を伺うと、境界とフェンスの間は防草シートを貼り、フェンスの中は年2回草刈りをするとのことでした。逆に言えば、境界の外、外と言いますか、そのほうは何もしないというふうなニュアンスが強かったように見受けられました。

次に、この案件に関わる農地法の許可基準について御説明します。

資料の27ページにあるように、この農地区分は第2種農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、許可基準を満たしております。また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。御意見ございませんか。どうぞ。

○1番 1番の池田です。フェンスの中の草刈りをすると聞いたと思うんですけど、あちこち見ましても、やっぱりフェンスの外はあんまり草刈りされてないんです。あのあたりは、やっぱり造られる前にきちんとっておかないと、やってもやらないから、やらないと許可が出ないよくらい強気で言わないと難しいのかなと。フェンスの外って、誰がやっても一緒ですけど、草刈り機引っかかりますよね、フェンスに。だから、あのフェンスが災いしているのかなとちょっと思っているんですけど。あのあたりは、手でも刈るとか、そんぐらいのあれを、この件に限らず、今あちこち見ましてもほとんどがフェンスの外側というのが雑になっていますよね。その辺をやっぱりきちんとおわなきゃいけないのじゃないかなと思います。

以上です。

○藤井会長 どうですか。

○18番 境界とフェンスの間は防草シートを貼るということで、フェンスの中は年に2回草刈りをするということでした。

私が頂いた資料にはそういうことは書いていなかったんですけど、近隣の方でポストに入れられてまだ返事をされていないという方がいらっしゃったと思うんですけど、その方2名のところにも行ってちょっとお話しするときに、そういう資料を見せていただきました。話を代理人の行政書士さんにもちょっとお話しするときに、今の境界とフェンスの間には防草シートを敷いて、それからフェンスの中は年2回草刈りをするという、そう言われた状況です。

逆に言えば、先ほど言いましたように境界の外、ある方が——のこの方に電話をされて要望されたんですけど、それは境界の外ということで、何もしてもらえないという話は伺っております。私もその辺を確認したんですけど、話していて感じたのは、やはり境界の外はノータッチです。それは伺いました。境界の中はやりますということだから、どうでしょうか。それ以上は何も言えませ

んけど。

以上です。

○藤井会長 境界線とフェンスの間はちゃんと防草シートをやるということを言われておるんで、ぜひそれは実施してもらいたいですし、今後その防草シートは老朽化すればどんどん草が出てくるんでしょから、そのときにはまたちゃんとその草の対応を含めて検討してもらうようには念押ししておいていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

池田委員さん、それでよろしいでしょうか。

○1番 いいと思いますけど、水路の掃除とかそんなのもやっていないところが現在すごく私の地域でも多いんです。だから、そのあたりもやっぱり今からやられるところにはちゃんと念押ししないと、私のところでもごくメガソーラーがありましたよね。———というところですけど、あそこも最初はきれいにされたんです、———さんですけど。現在、土手のほうはもうやられないんです。うちは土地借りていたらやっぱり土手まできちんと通路までやるんです。あのあたりはやっぱり地域にそういう施設を造る以上は、やっぱりやるべきじゃないかなと。最初木をきれいに切られたりとかきちんとされたんです。その後、土手をもう通っても自動車が傷つくような感じ。だから、今回の、今のじゃないけど、今までの過去の様子を見てもそんな人が多いから、やっぱり最初に念押ししたほうがいいなと思いました。

以上です。

○藤井会長 どうですか。

○18番 33ページお願いします。

今回、水路のことについて私は何も言っておりません。①———、———、———、それから———、これは、おととしまで耕作されていました、ある方が。このあたりは、水利組合になりますけど、ここの水路は20cmのU字溝があるのみです。これは、受益者と言いましょうか、それを使用する方が水路の清掃をされるということで、今までも3人の方が作っておられたときには3人の方がこの小っちゃい水路を清掃されていました。今は、もう皆休耕ということで誰も掃除はされていません。ただし、ここでちょうど真ん中、33ページの真ん中の水と書いちゃる、その水路のへりは———の水利組合が年3回シーズンになると草刈りを実施しているところですが、その他については田んぼを作る人が原則やるちゅうような感じです。

今、1番の池田さんから御指摘があった、今後そういう水路が影響するようなところが出てきたら、私も水路の清掃まではお願いしていこうかなとは思っております。

以上です。

○藤井会長 今、水路の清掃に関しては、もう現在でもなるべく許可を出すときに皆さん方には同意を取ってくださいと、求めてくださいというふうをお願いしておりますし、皆さんもなるべくそう

いうふうにしていただいておりますので、引き続きそれはお願いすると、あくまでもお願いレベルですけれどもお願いしていただくことにしていただきたいと思っております。

今、いみじくも池田委員がおっしゃったように、過去にそういつて約束をしておりますながら、そのうちやらなくなるというのがこれ現状だろうと思うんですけれども、その都度、委員会としてはお願いはその都度またしていかなくちやいけないと思っておりますけれども。前から言いますように、これもあくまでもお願いレベルで、それ以上の強制というのはありませんので、これはもう地道にお願いしていただけないというふうに思っております。事態が好転するためには、議会のほうで今動いていただいとる条例で何とか縛っていただければということしか手がないのではないかとこのように思っておりますので、現状では農業委員会の皆さんには、お願いレベルでございますけれども許可の案件のときにしっかりとその辺のところも触れていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案81号の4番は、太陽光発電設置のための売買で所有権を移し転用したいという申請でございます。

現地確認は、11月9日に木原小委員長及び事務局とともに実施しましたので、報告します。資料につきましては、43ページから53ページとなっております。

申請地は、—————から北側にある2種農地です。申請地は休耕田で、草刈りによる保全管理が行われています。隣接の西側—————と北側—————、45ページの農地は稲作が行われております。それから、—————は畑作というふうになっています。その他の農地は保全管理となっています。

現地確認を行政書士を通じて確認したことがありますので、報告します。資料は、47ページに計画図ですか、ありまして、—————が駐車場というふうになっておりまして、このことにつきまして、事務局とともにやり取りしまして、それで申請地の事業計画ということが出てきて、それも併せて御覧いただきたいというふうに思います。

これは、東側にやはり—————ですか、太陽光があるんですが、ここにもう駐車場があるということで、必要ないんじゃないかというふうな話でやり取りをして問合せをしたところ、—————であって、利便が悪く、別の事業計画書にもありますが、200mは近くないというふうなこ

とを言われておりました、交通量も多いんで妨げになるというふうな話でございました。

それから、隣接土地の所有者の承諾状況が50ページにあるんですが、この中で要望出されている方があって、このところどうだろうかというふうな話をしまして、草刈りとフェンスを含む外側への防草シートですか、これは行いますと。先ほどの議案の中でも話がありましたとおりで、会社が同じなんで、同じような対応をするということでございます。

それから、地図の、49ページで、この北側と西側に、これ赤線ですか、側道があるんですが、これはどうなるかというふうな話で、草刈りもお願いしますというふうなことを要望しております。今日、実は、事務局の会合があって、草刈りはするというふうな話があったようです。そういった話をしております。そういったところです。

説明は、以上になります。いろいろちょっと問題があるところもあると思います。御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明は終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

私のほうから。確かに、この駐車場というスペースが別に、これ占用を認めてほしいという案件なんですけれども、これあくまでも太陽光の設置面積、業務とは関係ないように思うんです。これで駐車場が欲しいということを、ここでこういうケースで安易に認めとつれば、これ太陽光に付随してそこらじゅうでこういうことを許可しなくちゃいけないようなおそれがあるんで、この辺のところはぜひ皆さんの意見を聞いて慎重に結果を出したいというふうに思うんですけれども。皆さんのお考えはいかがでしょう。

ちなみに、事務局、この駐車場を含めたところのこの土地、今回の申請土地の中での太陽光の建蔽率というか使用率はどのくらいになつてますか。仮に駐車場も一体として捉えた場合の。

○事務局 それを込みの場合だと、およそ32%。駐車場となっているところも込みで32%、設置割合としては。なので、設置割合だけで見ると22%というところはクリアしているとは言えるんですけれども。あとは。

○藤井会長 分かりました。設置割合というのも明確な基準は県でも決まっていないんですけれども、一応建物を建てる時の建蔽率22%というのをある程度の目安にして今まで判断してきましたので、防府市としてもそれを下回るようなものには許可は出していないというふうに思うんで、その辺のところはクリアしておるんですけれども。今回の場合、本当にここが太陽光と一体としての転用として認められるかどうかという判断は、ちょっと慎重にしたいというふうに思うんで、皆さんの御意見をお伺いしたいというふうに思います。どうぞ。

○11番 11番の池田です。――、一番大きい筆なんですけど、登記がこれ雑種地なんです。先ほど、米とか野菜やなしに保全管理の状態だと言われたんです。だから、早く言えば、現況から

いけば農地でなくて雑種地に戻せる地目じゃないかなという気がするんですけど、その辺いかがでしょうか。

○藤井会長 事務局。

○事務局 こちらに関しては、以前から農地台帳のほうに搭載されておる農地ということで、現況、田ということで登録されております。休耕地という状態ですので、農地に復元可能という状況でもありますので、農地という判断で差し支えはないのかなと思います。

○11番 農地の判断というのは、台帳ももちろんあるんですけど、現況は、登記は雑種地ですから、それ現況が農地で耕作しているときに農地として変えたんだと思うんです、その当時に。だから、今の状態を見たら、それは農地かどうかというのは、耕作していないから雑種地になるというのは、そうなんのですか。現況を見たら。

○藤井会長 ちょっとよう分からんのやけど、それ———の話でしょう。今皆さんにお諮りしているのは———ですか、——、——をこれに付随して転用してもええんかという話をちょっと皆さんにお伺いしちるんですけれども、——、これ現況が雑種地なら雑種地でもいいんですけれども、地目は田ということで今回転用は上がってきとるという判断でよろしいでしょうか。何か問題ありますか。

私、———に関しては、これ計画どおりに進めてもらっても問題ないというふうには思うんですけども、私が引っかけとるのは、この———の———の土地、これを一緒に太陽光の転用として認めるかどうかということをおつと皆さんに判断していただきたいと思つとるんですけども。どうぞ。

○16番 16番、原田です。太陽光の発電そのものを設置するのに、設置する作業のために一時的に例えばこの場所が使用したいのであれば、駐車場ではなくて、工事のための一時転用にして、永久的な転用というのは認めないほうがいいんじゃないかなと。恐らく、これ、出入りのためにここにほかにトラックがはいれる場所あるのかよく分かりませんが、これは一時転用じゃないかなと思いますけど。

以上です。

○藤井会長 この別紙の利用計画の中には、今後の維持管理及び設備の保全のときに使うんだというふうな書きっぷりなんで、これはますます駐車場として年に数回しか使わないためにわざわざ転用させるのもいかがなものかなという思いがあるんでちょっと皆さんに御相談したんですけれども、あくまでも、できた後の維持管理に要るんだというふうな書きっぷりなんで。

それを受けて、今、原田委員さんがおっしゃったように、特にここに駐車場として確保する必要はないんじゃないかという意見なんですけれども、ほかの皆さんのお考えはどうでしょうか。

ここでこういった前例つくと、これからもこういうのを認めざるを得なくなるんで、歯止めが

利かなくなるんじゃないかなという思いがあるんですけども。どうぞ。

○5番 5番、原田です。聞いた話の中でちょっと思い出したんで話しますけど、行政書士さんの買取りのほうの話です。譲り受けるほうなんですけれども、ここの三角のところ、すぐ隣の———ですか、ここの所有者にこの農地を譲りたいと、多分無償の話だと思うんですけど、無償で譲り渡して田を作らんかと、そういうふうな話をされたということですが。ここの所有者の方は、ちょっと段差がこれあるそうで、要らないというふうな返事をされたということです。多分、向こうの譲り受けるほうもこの農地は持て余しているというのが状況じゃないかというふうに思います。

それから、ここの方、今の———と所有者が違うんですが、すぐ右側のほうの———と所有者は一緒なんです。ですから、もうずっと荒れたところ、ここ。耕作も何もされておられません。一緒に処分したいというのが本音じゃないかというふうに思っています。

以上です。

○藤井会長 それは、恐らく一緒じゃないと手放さん、売らんというふうな話になつとるんだらうと思うんですけども。確かに、ここを残しても隣の人が作っていただけでない限りこれは使用価値はほとんどないんで、そういう意味からすれば致し方ないかなという面もあるんですけども、果たしてこれを正当な理由としてこの農地を転用を今回認めるかどうかというのはちょっと慎重にしたいと思うんで、その辺のとも含めて皆さんの判断を伺いたいと。

分かるんです、確かにここだけ残っても利用価値がほとんどない農地ですので、この際致し方ないかなという面も多々あると思うんですけども。どうぞ。

○11番 11番の池田ですけども、———のほうは駐車場で太陽光が立っていないんです。だから、———は分けて、駐車場としての農地転用というふうにされたらどうなんですか。

○藤井会長 それが、駐車場の定義というのがありまして、ちょっと事務局、説明してもらえません。駐車場と認める要件というか、どの程度の利用頻度があるかとか、駐車場とするなら誰に貸すかとか、その辺の利用目的というか利用頻度というのも縛りがあるように聞いてんですけども、事務局、その辺があればちょっと。

○事務局 基本的には駐車場として転用する分には、やはりほぼほぼ常用するような用途でやるというのが前提としてはあります。なので、例えば貸駐車場とか自己用とかいろいろあるかと思うんですけども、もう基本的には常に使う、もしくはもう月のほとんどを使うような形。

今回に関しては、今ちょっと聞いている限りではなんですけれども、年二、三回の草刈りとあとはメンテナンス等で、これも恐らくそう頻繁には来ないのかなと思われま。恐らく、利用頻度としては月に1回あるかないかぐらいなのかなということ。ここを単筆で駐車場として見るにはちょっと利用頻度としては不十分なのかなというところは、ちょっと引っかかるころはあります。

○藤井会長 いかがでしょうか。今の回答についてはよろしいでしょうか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。駐車場ということなんですが、多分草ぼうぼうになるだろうとは思いますが。————と————か、これが同じ地権者と思うんですが、図面で見ると、図面上なんで何とも言えんところはありますが、両方とも太陽光発電、パネルを据えるにはあんまり必要のない土地のように思いますんで、セット販売のような、露骨にそういう感じはしますが、両方とも必要のないものを認めるというのは、ちょっといかなものかと思いますが。————も図面上ほとんど要らんでしょう。

○藤井会長 これは、でも進入路として使えんことはないんで、これは。

○2番 それと、さっき、————と別会社があってという話がありましたが、関連会社でちょっと難しいというのはうそだと思います。これ、同じ電話番号で同じ人が出ます。受付の方は全く同じ人が出ますんで、お互いに難しいという関係の会社ではないです。便宜上の会社です。

○藤井会長 どうでしょうか。転用目的に沿っていけば、もうこれはあくまでもちょっとどうかかと、いかなものかという思いはあるんですけども、片や現実問題としてこれが残ったところでどうするんだというのも当然あるわけで。その辺のところを今回のケースはどうするかということをやっと皆さんに判断いただきたいと思います。

逆に、この農地をもし今回も不許可にして残った場合にどうなるんだということを懸念されて、仕方ないんじゃないかという意見の皆さんがおられたらちょっと意見聞きたいんですけども。そういうお考えの方はおられますか。意見ないですか。なければ、ここでちょっと採決しますけれども。そういうことを抜きにして、これ純粋に転用の状況を見ただけで要らないんじゃないかという判断を下すというのも提案の一つなんですけれども。採決してよろしいですか。

○1番 1番です。池田です。この————という方は、年齢は分からないんですけど、———なんでしょうか。調査された方、すいません、お願いします。（「————」と呼ぶ者あり）

ほかに田を持っていらっしゃるんですか。これだけ。ほかに田をお持ちなんでしょうか。すいません。

○5番 正確にはよく解からないけれど5番、原田です。年齢的には——代ぐらいだろうというふうに思っています。ほかに田があるかどうかというのは、ちょっと確認していません。

○藤井会長 どうぞ。

○13番 13番、熊安ですけど。この場合、雑種地とかありますよね。駐車場といえ、いろんな取決めがあって、常時使用することとかありますけど、もしこれを雑種地として購入された場合、その維持管理というのはできるんじゃないでしょうか。ちょっと私、素人なりに考えてみましたが、ちょっと荷物を運んだりちょこちょこ置けますよね。駐車場として使うんじゃないかと、雑種地項目で。長くは置かなくて、その仕事があるときだけちょっと置かせてもらう。でないと、道沿いだって、道路沿いに車を駐車できないところもいろいろあると思うんです。そのときにやはり

何かちょっと入って行って、車から荷物を下ろしたりとか、そういう場が欲しいときもあるかと思えますけど。駐車場とすれば先ほどのような、いろんな常時使用することとかいろんな決まりがありますので、雑種地として購入されたら今どうかなと私は思いましたけど。

○事務局 こちらの業者さん、メンテナンス用地とかということで、今年も江泊とかで転用の事例としてはあります。

ただ、そのケースの場合は、主に盗難とかそういったところを考慮されて、フェンスの内側に物を入れるということで、外側には物を置かないという話だったんです。今回は、間に赤線とかも入っている関係で、この—————についてはフェンスで囲わないということなので、恐らく草刈りした分の草を一時的に置いたりとかそういったことはされると思うんですけども、資材とかは恐らくちょっと最近やっぱりこういう太陽光の関係で盗難とかもいろいろニュースとかでも話題になっていますけれども、そういったところを懸念されて、置かれたりはされないのかなとは思われます。

○藤井会長 これ、もう一度よく検討してもらってから、ここをフェンスで囲んで中に取り入れて何かの利用目的を考えてもらうというわけにはいきませんか。

○事務局 ちょっと駐車場としては不十分ということで、もう一度ちょっと用途等要考慮ということで。

○藤井会長 利用のできる状態をちょっと考えてもらえないかということで。それなら、私どものほうも許可するというふうにはなると思うんで、現状はこれ別扱いで許可を出してくれというところとちょっと難しいと思うんですけども、片や状況が状況ですのでなるべく有効に使ってもらえる方法があるんならば検討していただいて許可を出したいというふうに思いますが、どうでしょうか、皆さん、これで。何か保留の案件ばかり出てきてから申し訳ないんですけども。現状じゃちょっと許可は出しにくいけれども、この農地を残ってもちょっと問題があるんで、一体で利用できる方法をちょっと探ってもらえないか、計画をちょっと練り直してもらえないかということで、検討をお願いしてください。

ということで、皆さんよろしいでしょうか。

採決します。4番を保留ということで、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、4番、保留とさせていただきます。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の大崎・高井地区の熊安です。51ページからになります。

議案第81号の5は、譲渡人さんたち7名、9筆の農地を譲受人が太陽光発電設備を設けるために譲り受け、所有権の移転をしたいという申請です。

現地確認を11月8日に事務局お二人と会長の藤井さんと私の4人で行い、また行政書士さんへの聞き取りを11月12日、13日とお電話を頂き、7名のうちの2名の方はかなり詳しく聞き取りをいたしました。この7名というのは、譲渡人の方の御意見です。

この案件の申請地は——の西側と——の東側の広い範囲で、1町近くにもなります。南側は——川の土手になっていますので、近隣への影響はないかと思われま

次に、この案件に関わる農地法の許可基準について御説明いたします。

資料の51ページにありますように、この農地区分は第2種農地です。集団農地面積1ha、いずれの法令にも該当しない農地です。また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当するものと判断いたします。

この——というのを初めて私見たんですが、これは一体何者なんだと思って、行政書士さんのほうに尋ねました。そしたら、行政書士さんのほうも、ちょっとこれよくうまく説明できないからといって、——さんに、熊安さんのほうに連絡を頂けるように電話番号、携帯番号をお伝えしますけどということで、——さんのほうからお電話がかかってきました。これは、この——は、——の子会社になるそうです。この対応は——さんがされるそうです。——さんの——さんという、電話番号とか一応確認いたしました、——の方です。

この件について、譲渡人さんより除草剤をしないように伝えてくださいという強い要望がありましたので、そのことについて、この——さんに重々お話をいたしました。それと、防草シートを敷かれるのですかと聞きましたら、この広い面積、防草シートは全然敷きませんということだったので、それでは草がもうどんどん生えてくるんじゃないんですかと。草が生えたらどうされるんですかと言ったら、草刈りをしますと言われたので、ああそうですか、除草剤は絶対に使用しないでくださいねと念をしっかりと押しました。

と申しますのも、この譲渡人の方のうち、下のほう、——川の海に近いほうに田んぼを持っている方もいらっしゃるんです。あそこところは、あの場所は、ここの今の申請地の場所、ここは結構雨が降ったり、大雨になったりするとあふれ出たりとかで、みんな除草剤とかをまいたら——川に流れ出てしまうということをおっしゃっていました。だから、その害が来るのが怖いから、それは重々伝えてくださいということだったので、それをよく伝えておきました。それと、溝の掃除とか、そういうことも一応ちゃんとあの中に溝が詰まって川の水が、水路があふれ出るようなことがないようにということもお願いしておきました。緊急時の連絡先などを大きく表示しといてくださいということもお伝えいたしました。

今、私の隣にこういう太陽光発電をやっているんですけど、まだ電話番号も何も書いていないんです。そういうところがまだありますので、だからこのことはきちっとやっていただきたいと思

ました。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。あの角地ですよ、————の前の土地は、これ田んぼなんですか。

（「田んぼです」と呼ぶ者あり）田んぼですか。隣接の同意の関係の書類、これ添付されているんですか。

○事務局 隣接の説明の————というところが、それに該当します。58ページ。

○13番 このことも、隣接の方とか住んでいらっしゃる方たちへの御理解はということをお聞きしたら、ちゃんと文書を持って説明に参りましたということでした。了解されたというお話でした。

○4番 了解しました。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。

○藤井会長 82の1と一括して上程させていただきたいと思いますので、一括して説明をお願いします。

○5番 分かりました。それでは、議案81号の6番は、譲渡人の農地を譲受人が資材置場として売買で所有権を移転し転用したいという申請です。

また、議案82号の1番は、議案81号の6番に関連し、8月に承認された案件の計画変更の申請となります。

現地確認は、11月9日に木原小委員長と事務局とともに実施しましたので、報告します。資料につきましては、59ページから67ページになっております。

申請地は、————から西側にある2種農地です。申請時は休耕田で、耕うん作業が実施されておりました。西側に溝があるんですが、これは明らかに使用されておらず荒れておるといふような状況です。

それから、8月に承認した土地につきましては、草刈りが行われておりました。資材につきましては、まだ置かれている状況はありませんでした。

地区内で稲作を行われておる農業者から話を聞きましたので、報告させていただきます。

聞いた内容につきましては、用水、水路に関する話ということで、稲作につきましては、川がこの地区よりちょっと北側のほうに流れておるんですが、ここに樋門がありまして、これが閉まるこ

とによりまして地区内の水路に水が流れ込むと。この流れ込んだ水をポンプアップして、用水として今2軒の方がこれをされておるということでした。この2軒の田については、申請地の上流側にありまして、ここは水利会も水利権もないそうです。

計画変更につきましては、62ページから67ページのとおりで、利用計画について、真砂土の数量と置き場所ですか、この辺が変わっております。

それから、申請地を選定した理由についてということで、ここは効率よく敷地を運用できるとあり、事務所兼それから住宅の建設ですか、これにつきましては削除となっております、ほかのところは変更はありません。

この案件につきましては、農地法の許可基準に該当すると判断いたしました。審議、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決しますので、一括して採決したいと思います。81号の6と82号の1、承認いただける方は挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、承認いたします。

続きまして、82号の2、地元委員さん、説明お願ひします。

○16番 16番の原田です。この議案は、弘中委員の議案なんですけれども、本日欠席なので私のほうで代わって説明をいたします。

82号の2は、第5条の規定による転用の事業計画変更の申請です。本議案は、今年の7月の月例総会にて承認された案件ですけれども、今回、この部分に新たに地役権を追加設定するという申請です。

一応、現地確認を11月8日に事務局2名と弘中委員、それから譲受人代理人への聞き取りを11月9日に行いました。

現地は、先ほどの議案と同じく、添付資料の69、70ページ、先ほどの議案と同じく、——から南西方向約1kmのところの——という集落のところでございます。これは、譲受人が自宅用住宅の敷地拡張のために賃借権にて転用した土地に、今回地役権を設定するという事です。

73ページの図を御覧いただくと分かるんですが、要は、隅切りをした1.99m²の土地に地役権を設定するという事です。譲受人は、今回追加で地役権を設定して権利を強いものにしたいということで申請をすることにしたということでございました。

以上、説明となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、83号の事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案の内容を御説明いたします。

議案書は6ページ、資料は75ページからになります。

議案第83号は、農地法第18条の許可申請が1件提出されております。

本案件は、借受人が該当農地を耕作しないため、貸付人に解約の申入れを行ったものの合意解約が成立しなかったため、賃貸借権の解約を行うための許可申請を行うものとなっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第83号の1は、農地法第18条の規定に基づく賃貸借権の解約に伴う許可申請案件です。

申請地は、——の中山間地域にある——地区という集落の農地2筆、1,409m²となります。

現地確認を11月10日に事務局2名と私とで行いました。現地は、借受人により保全管理されている状況です。

続いて、申請の経緯について御説明いたします。

実は、今年3月頃に事務局のほうへ借受人のほうから土地を返却したいという相談があって、それを話を受けて、貸付人の住所に訪ねてまいりました。というのが、貸付人の所在がはっきり分からないので合意解約に至らないとの申立てであったというお話です。私、数回にわたり貸付人の自宅を訪ねたんですが、ちょっと留守であったり、車があったときも出てこられないという感じで、会えなかったんです。また、電話もしたんですが全く通じず、接触できない状況が続いておりました。それを事務局のほうへ伝えましたら、事務局のほうからも電話連絡、または郵便で何度かにわたって接触を試みたということですが、全く取れないと。近隣に確認しますと、本人は——
——である。——が1人いるけども、近所付き合いがないので、なかなか接触が難しいという話を受けました。その後、その経緯でずっと進んでまいって、今回、借受人のほうから正式に農地法第18条の許可申請が上がったということでございます。

今回、第18条の第2項第6号の規定により、許可申請の該当項目、賃借人が離農するため賃貸借の解約等をしたい場合と、これに該当するという判断で現在に至っております。皆様の御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、審議に入りますけれども、事務局、ちょっとこの件について御説明があれば。

皆さんの手元に資料も届いておると思いますので、それに沿ってちょっと説明をお願いします。

○事務局 では、事務局より御説明いたします。

皆さんお手元の資料は、農地法関係事務処理要領と書いてある、5枚ほどついてある用紙ですけど、そちらのほうを御参照ください。

今回の第18条許可ということで、こちらの議案については、防府市の農業委員会のほうでは、月例総会でこれまで審議された実績というのがございませんので、この第18条についてこれから御説明のほういたします。

こちらの資料なんですけれども、山口県農林水産部農業振興課が作成しております。今回は、関係箇所として、1枚めくったところに、第3、農地等の賃貸借の保護、第4、農地等の賃貸借の解約等の制限を抜粋しております。第3、農地等の賃貸借の保護については、参考として添付しておりますので、主に解約について記載があるのは、この次のページ、11ページの下にあります。11ページ、第4、農地等の賃貸借の解約等の制限、こちらを御覧ください。

農地法第18条に、農地等の賃貸借の解約の制限として規定されております。まず、こちら1の趣旨についてなんですけれども、農地または採草放牧地の賃貸借の当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除または解約の申入れをし、合意による解約をし、または賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならないとされています。

次に、この2番の許可制度についてです。(1)に許可の対象となる行為が記載されておまして、アからエまでの4つの行為が対象になります。ここに、解除、解約の申入れ、合意による解約、賃貸借の更新拒絶、この4つが主な対象となります。その下、(2)に許可の対象とならない行為ということで、アからキまでございますけれども、ほとんどの農地の賃貸借契約の解約、普段、議案の、今回も後ろのほうに報告案件として第18条解約というのがついておりますけれども、これについては、ほとんどは、このアの農地等を引き渡すこととなる期限前6か月以内に成立した行為で、その旨が書面において明らかである合意解約、これに該当しております。なので、基本的には報告案件ということで、許可ということにはならないものとなっております。

続きまして、こちら12ページ、1枚めくっていただきまして、こちらのほう御覧ください。ここ3番の許可権者、ここからなんですけれども、こちらに関しては、もう権限が移譲されておりますので、農業委員会会長が許可権者となります。ちょっと4番飛ばしまして、5番の許可の基準についてなんですけれども、ここ以下に、(1)から(6)までに掲げるいずれかに該当する場合でなければ許可してはならないとされております。

今回の事案に関しては、関谷委員及び事務局のほうも解約に向けて合意形成について尽力をいたしました。結局、合意解約には至りませんでした。ちょっとここでまた11ページのほうに戻るんですけれども、イの許可制度、許可の対象となる行為、イのこの解約の申入れについての申請

がされたということで、賃貸借契約で期間の定めがないものについて、賃貸借いずれかの当事者の一方が一定の猶予期間を置いた後に賃貸借契約を終了させる行為、こういった形での申請となりました。賃借人の申請に対して、許可として契約終了を認めるか、許可とし契約終了を認めないか、これを審査することになります。

以上、説明いたします。

○藤井会長 今の説明を含めて審議したいと思います。御意見や御質問があればお伺いしたいと思います。よろしいですか。

先ほど説明がありましたように、このケースは防府市農業委員会としては初めてのケースだし、ぜひこの処理要領を読んでいただいて、また疑問・質問がありましたら事務局のほうにお尋ねいただければというふうに思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、83号の1、承認いたします。

続きまして、議案第84号から86号まで一括上程として、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は7ページからになります。

議案第84号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和5年11月24日公告予定の利用権設定が22件提出されております。

この22件の集積面積は6万2,585.5m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が15件、賃貸借権の設定が3件、所有権の移転が4件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりです。本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第85号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）、議案第86号農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明します。

議案書は19ページからになります。

議案第85号、86号につきましては、県で公告予定の利用権設定が12件になります。農地の

集積面積は4万1,550m²です。

内容につきましては、議案第85号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを、議案第86号によって貸し付けを行うものとなっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見、御質問があれば、お伺いしたいと思います。どうぞ。

○11番 11番の池田ですけど、ちょっと一つお尋ねしたいと思いますが、議案書の14ページで、議案84号の15番ですけど、この譲受人の方、私も農地法の第3条で1年前の許可案件あるいは2年前の許可案件というのが来ていますけど、許可を第3条でした分が現実に耕作していないんです。だから、耕作していない土地が、自分が所有している土地で耕作していない土地があるんです。それで、かなり一方では、賃貸借とかで増やしていっておられるんです。非常に矛盾しているんですけど。極端に言えば、耕作しにくいというのもあるんでしょうけど、遊休農地、緑の判定の土地まであるんです。それがこういうふうに上がってくるというのがどうなのかなという気はしているんですけど。その辺の。

○藤井会長 15番ですね。これは、だから新規じゃなくて、更新ですよ、この農地は、今回。こういったケース、普通、第3条などで手続するときでも資料添付してから全部効率要件満たしているかどうかは判断できるんですけど、こういうの通すと分からないので。これは、どっからかたださなくちゃいけないと思うんですけど。これはどうでしょうか。何か事務局からありますか。

○事務局 事務局なんですけど、今回のこちらの案件については、期間満了による更新ということで、今までも耕作がされていたところになります。これは、農林水産振興課のほうで農用地利用集積計画案を策定するに当たり、先ほどの第19条3項で、農林水産振興課のほうで確認して計画案が上がっているものになります。

○藤井会長 農林水産振興課のほうでちゃんと現況、耕作状況を確認できていますか。

○事務局 恐らく更新案内を今回は送っているんで、そこまでというのは、ちょっと事務局のほうでは分かりません。

○藤井会長 恐らくできていないので。この譲受人に関しては結構いろいろ問題というか、今まで過去にも出てきているんです。振興部とも話しして、現況を確認して、状況を確認した上でちゃんとやるようには、本人と話をしたいと思いますので。

○11番 ここに上がっているこの土地は、耕作してあるかもしれませんが。私が言うのは、第3条であった二、三件あるんです。それと、ほかもあれですけど、違法転用まで出ているんで、非常に今あれなんです。違法転用も大分前から期間がかなりたっていると思うけど、いろいろ農振地域を外す手続とか何かしておられるようですけど、ずっとそれが延々と延びている状況です。

さらに、それを注意していっているんですけど、まだ土を持ってきて埋める範囲が広がっている

ような状況、現場は。

○藤井会長 分かりました。ですから、もうすいませんけど、——地区の場合、委員が把握されとる耕作できていない農地をちょっと確認しとってください。こちらに教えてください、事務局のほうに。

この方は、——にもお持ちですし、——にもお持ちですので、そこら辺の状況をちょっと地元委員さんが確認されて、事務局の人と情報共有して、今後の作業につなげていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。以上で、議案審議は閉じたいと思います。

報告事項が79号から85号までございます。目を通していただいて、御意見があればお伺いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 一番最後のページの農地所有適格法人の報告書がついておりますけれども、これに関しましては、議決で前回のときに事務局のほうから農地所有適格法人一覧表というのを配付しましたけれども、その中にその組織が認定農業者かどうかというのを記入されておりましたので、今回確認のために同じところに法人の一覧表に認定農業者であるかどうかというのを付け加えましたので、これらの法人の中で認定農業者である方がこれからの防府市の農業の担い手という位置づけになりますので、その辺のところ確認していただきたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、以上で議案審議は終了したいというふうに思います。

午後3時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月15日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員